

事業事前評価表
国際協力機構南アジア部南アジア第四課
経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

1. 基本情報

国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：外国直接投資促進事業（第二期）／[経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト](#)

Foreign Direct Investment Promotion Project (II)／[The Project for Capacity Building of BEZA on EZ Management and Investment Promotion](#)

L/A 調印日：2019年5月29日

R/D 署名日：2022年3月27日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュは近年、平均で6%以上の経済成長を達成しており、2015年には世界銀行の国別所得階層分類で低・中所得国へと上昇した。また、2018年にはLDC（Least Developed Country）からの卒業基準を達成し、2026年にはLDCから卒業する見込みである。成長の原動力は輸出の約8割を占める縫製業であるが、持続的な経済成長を達成するためには、縫製品輸出への依存から脱却し、縫製品以外の製造業等の付加価値を高め輸出競争力の高い産業を育成する必要がある。そのためには、外国直接投資（Foreign Direct Investment。以下、「FDI」という。）の促進により、他国からの技術移転等を通じて産業の高付加価値化や多角化を図ることが有効である。

バングラデシュ政府は1980年代から輸出加工区（Export Processing Zone。以下、「EPZ」という。）を設立し、FDIを促進することで産業の振興を図ってきた。しかし、EPZは原則として原材料を輸入し安い人件費で加工を行う輸出志向企業しか入居できないため、EPZ外に立地する国内産業とのリンケージが少なく産業全体の競争力強化が困難であった。そのため、バングラデシュ政府はEPZに代えて、輸出志向企業に加え、国内市場をターゲットとする企業も入居可能な経済特区（Economic Zones。以下、「EZ」という。）を設立する政策に転換した。2010年には経済特区法が制定され、2011年には経済特区庁（Bangladesh Economic Zones Authority。以下、「BEZA」という。）を設立しEZ開発に取り組んでいる。かかる背景の下、バングラデシュ政府はとりわけ日本企業からの投資をさらに呼び込むため、ダッカ近郊に日本企業向けEZの設立を決定した。

外国直接投資促進事業（第二期）（以下、「本事業」という。）は、ダッカ近郊のナラヤンガンジ県アライハザールにて日本企業向けEZの開発を行うもので

あり、バングラデシュ政府の「第7次五ヶ年計画」(2016年～2020年度)や「第8次五ヶ年計画」(2020年～2025年度)の重点分野である製造業の多様化や輸出産業の強化、雇用の促進に位置付けられる。また、「国家産業政策」(2016年)では、経済成長の基盤として、FDIの促進と産業の多角化による産業競争力の強化を挙げており、本事業はこれらの計画や政策と合致している。

(2) 民間セクター開発に対する我が国、国際協力機構(JICA)の協力方針と本事業の位置付け

我が国の「対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針」(2018年2月)では、支援の重点目標・セクターの1つとして「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」が掲げられている。また、「対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー」(2019年3月)では、「質の高い経済成長の実現と貧困からの脱却による中所得国化の実現を基本方針とし、その実現のためには競争力を有する産業、特に輸出産業及び裾野産業を育成し、産業競争力の強化を進めていくことや良質な就業機会の提供が必要」と分析している。加えて JICA は、日系企業のサプライチェーン展開地域であるアジア地域において、ビジネス環境改善の取り組みを通じた FDI の呼び込みや、産業振興策による現地取り引き企業の能力強化を支援することで、投資促進・産業振興に重点的に取り組むこととしており、本事業はこれら方針、分析に合致する。

JICA はこれまで、開発計画調査型技術協力「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」(2015～2017年)を通じて EZ 候補地を選定し、有償勘定技術支援「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」(2017～2022年)を通じて、投資開発庁(Bangladesh Investment Development Authority。以下、「BIDA」と言う。)、BEZA および産業省を対象に、EZ における各種許認可発行等のワンストップサービス(One Stop Service。以下、「OSS」と言う。)導入支援を行っている。

バングラデシュへの投資と現地雇用が促進されることで、SDGs のゴール 8「持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働き甲斐のある仕事の促進」及びゴール 9「包摂的で持続可能な工業化の推進とイノベーションの育成」に貢献し得る。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行(IDA)は、BEZA 設立に合わせて 2011年8月より民間セクター開発支援プロジェクト(Private Sector Development Support Project)を実施しており、チッタゴン郊外のミレシヨライ(Mirasarai)等の候補地の EZ 事業化調査(F/S)や周辺インフラの建設を支援しているほか、「バングラデシュ投資促進融資基金プロジェクトフェーズ 2」(融資プログラム)(2017年～2022年)を実施中。国際金融公社(IFC)は、「バングラデシュ投資環境ファンド」(2016年～2021年)

による技術支援を通じ BIDA 等に対する投資環境改善に向けた支援（ミレシヨライ EZ におけるマスタープラン策定等）を行っていることに加え、2021 年からは「バングラデシュ民間投資・デジタル起業家支援プロジェクト」（融資プログラム）を実施し、同 EZ において「Green and Resilient」なインフラ整備事業の F/S 等を支援中。なお、本事業及び「経済特区管理・投資促進能力強化プロジェクト」（以下、「本円借款附帯プロジェクト」という。）との重複はない。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、バングラデシュにおける日本向け EZ の開発などの開発事業の実施や事業資金を供与することを通じて、金融アクセスの悪さやインフラの不足、煩雑な行政手続きなど、劣悪な投資環境を改善することにより、外国直接投資の促進を図り、もって同国の経済発展に資するものである。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュ全土

（3） 事業内容

- 1) ツーステップローン（Two Step Loan。以下、「TSL 事業」という。）：
我が国を主とした外国企業等に対して短期及び中長期の設備投資及び事業運転のための資金を供与
- 2) エクイティバックファイナンス（Equity Back Finance。以下、「EBF 事業」という。）：
バングラデシュ政府に対する EBF を通じて、我が国企業と同国政府とによる PPP 事業を促進することにより、EZ における工業団地開発等、外国企業の進出にあたって不可欠な大型インフラを整備
- 3) プロジェクトセクターローン（Project Sector Loan。以下、「PSL 事業」という。）：
事業地へのアクセス道路や電力・ガス供給など、外国からの進出企業が直接裨益する基礎インフラを整備
※1)～3)を通じ、日本政府やバングラデシュ政府が事業に関与することにより、煩雑な行政手続きの簡素化が期待できる。
- 4) コンサルティング・サービス：参加金融機関の選定支援、及び事業進捗にかかるモニタリング支援
- 5) 本円借款附帯プロジェクト：
 - ①投入（インプット）
 - i) 日本側
 - a. 専門家派遣（合計約 83P/M）：総括/投資誘致戦略、経済特区開発、ワンストップサービス運営、事業モニタリング/情報管理、ICT、環境、広報/業務調整
 - b. 研修員受け入れ：投資誘致戦略

- c. 機材供与：なし
- d. その他：EZ 開発管理システム

ii) バングラデシュ側

- a. カウンターパートの配置
- b. 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

②プロジェクト目標

本部・地方における BEZA ワンストップサービスセンター（OSSC）の自律的運営体制が確立され、EZ 開発の進捗把握や、関係機関と連携した課題解決を含む効率的な EZ 運営管理、EZ の投資促進にかかる BEZA の能力が強化されることにより、経済特区における投資環境が改善される。

③成果

成果 1：BEZA 本部及び地方（アライハザール EZ、ミレショライも位置する Bangabandhu Sheikh Mujib Shilpa Nagar: BSMSNEZ を含む）の OSSC の体制が確立され、運営される。

成果 2：BEZA が全国の EZ 開発の進捗状況と課題を一元的に把握し、関係機関と連携して EZ 開発の推進に関する課題を解決できるようになる。

成果 3：EZ の投資促進に効果的な活動が整理され、BEZA がかかる活動を自律的に実施できるようになる。

④主な活動

成果 1 に関する活動：

- ・ BEZA 本部 OSS の更なる簡易化・迅速化に必要な課題を抽出し、対応策を整理したうえで、自律的な運営を確立する。
- ・ 地方 OSSC の設置・運営に必要な戦略及びガイドラインを策定する。
- ・ 地方 OSSC を試行設置し、BEZA 本部 OSSC のオペレーションを準用、運営する。

成果 2 に関する活動：

- ・ EZ 開発管理システム（※）を導入・活用・維持し、EZ 開発進捗状況を更新し、課題を抽出する。

※複数の EZ の開発サイトの工事進捗状況や関連図面等を一元的に管理する情報システムで、技術協力プロジェクト「投資促進・産業競争力強化プロジェクト（2017～2022 年）」にて BEZA 本部に試行導入を進めているもの。

- ・ 抽出された課題への対応に必要な情報として、関係アクターの特定、フォーカルポイントの決定、調整フローの整理を含む課題解決メカニズムを整備し、マニュアルにまとめる。
- ・ 地方 EZ において開発計画の管理・運用を実践する。

成果 3 に関する活動：

- ・ 対象となる地方 EZ の投資促進に必要な情報を収集・分析し、誘致産

業の検討、投資家を対象とした広報、情報発信企画等の実施を行う。
・投資促進に効果的な活動をまとめたハンドブックおよび他の投資促進ツールを作成する。

⑤受益者

直接受益者：バングラデシュ経済特区庁（BEZA）

最終受益者：バングラデシュ国民及びEZに入居する企業

(4) 総事業費

79,110 百万円（うち、今次円借款対象額：21,147 百万円）

本円借款附帯プロジェクト：584 百万円

(5) 事業実施期間

2015 年 12 月～2025 年 4 月を予定(計 113 カ月)。TSL 事業の事業終了時(2025 年 4 月を予定)をもって事業完成とする。

本円借款附帯プロジェクトの実施期間は 2022 年 5 月～2027 年 4 月を予定。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：バングラデシュ人民共和国政府（The Government of the People's Republic of Bangladesh）

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：

i. TSL 事業

【実施機関】財務省金融機関局（Financial Institutions Division, Ministry of Finance）

【執行機関】バングラデシュ銀行（Bangladesh Bank、以下、「BB」という。）

ii. EBF 事業

【実施機関】首相府（Prime Minister's Office、以下、「PMO」という。）

【執行機関】BEZA

iii. PSL 事業

【実施機関】PMO

【執行機関】BEZA

iv. 円借款附帯プロジェクト

【実施機関】BEZA

4) 運営・維持管理機関：

本事業の運営は各執行機関(BB、BEZA)が行う。周辺インフラの維持管理については、BEZA が造成後の土地及び排水路・貯水池の維持管理を行う予定である。また、アクセス道路の維持管理は地方行政技術局(Local Governance Engineering Division)と道路交通橋梁省道路・国道部(Roads and Highways Division)が担当する。さらに、バングラデシュ電力エネルギー公社(Bangladesh Power Development Board)、国営ティタスガス搬送・

販売会社(Titas Gas Transmission and Distribution Company Limited)、国営
バングラデシュ・テレコム(Bangladesh Telecommunications Company
Limited)はそれぞれ、発電所及び関連インフラ、ガスパイプライン、通信網
の運営・維持管理を行う。EZ内のインフラの整備及び運営・維持管理は特
別目的会社（Special Purpose Company。以下、「SPC」という。）が実施
していく予定。

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

投資環境整備アドバイザー（2015～2017年）に続き、技術協力プロジ
ェクト「投資促進・産業競争力強化プロジェクト（2017～2022年）」に
おいて策定中である手続きの迅速化や効率化を目指したワンストップサ
ービスや、BEZAによるEZ運営管理能力強化に関する協力の成果を活用
予定。また、本事業等での資金供与により、EZにおけるインフラ整備や
日本企業を含む外国企業等の設備投資・事業実施が進むことが期待され
る中、本円借款附帯プロジェクトは、各EZの円滑な開発促進に必要なBEZA
のモニタリングや課題解決のための能力強化、新規投資や投資拡大に必要
な各種申請・許認可のワンストップサービスの確立をはかる等、ソフト面
の協力を展開することで、投資環境改善に資する相乗効果の発現を目指す
もの。

2) 他援助機関等の援助活動

IFCが2021年から実施している「バングラデシュ民間投資・デジタル起
業家支援プロジェクト」（融資プログラム）では、ミレシヨライEZにお
いて「Green and Resilient」なインフラ整備事業のF/S等を支援しており、
ミレシヨライEZの開発が進められ、本事業で同経済特区のOSSCの支
援を実施できる場合、IFCのインフラ整備支援と本円借款附帯プロジェ
クトによるソフト面の支援による投資促進にかかる相乗効果が期待される。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① 本事業におけるカテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公
布）上、金融仲介者等に対し融資を行い、本機構の融資承諾前にサブ・
プロジェクトが特定できず、かつそのようなサブ・プロジェクトが環境
への影響をもつことが想定されるため。ただし、本事業の開始に際して
特定された特区の建設（EBF事業で実施）及び周辺インフラである土地
造成、アクセス道路、排水路・貯水池、通信網、発電所、変電所、送電

線、ガスパイプラインの建設（PSL 事業で実施）にかかるサブ・プロジェクトについてはカテゴリ A に確定する。

③ 環境許認可：

特区建設及び土地造成、アクセス道路、排水路・貯水池、通信網の整備に係る環境影響評価（EIA）報告書は、2018 年 5 月に環境森林省環境局（Department of Environment、「DoE」という。）により承認済。また、PSL 事業の追加スコープである電力インフラ（発電・送電・変電）及びガスパイプラインにかかる EIA 報告書が作成されており、2019 年 2 月に DoE により承認。

④ 汚染対策：

工事中は、盛土を含む土地造成やアクセス道路建設等において、大気質、水質、騒音・振動等にかかる負の影響が想定され、実施機関である BEZA の監督の下、コントラクターにより、車両カバーを掛けての走行、定期的な散水及び工事用車両・重機の定期的なメンテナンス、降雨中の工事の回避、低騒音・振動型機材の使用、夜間工事の自粛、一時的な騒音壁の設置等の緩和策が実施される予定。供用時は特に入居企業からの排ガス・粉塵の排出、企業活動による表層水及び地下水の汚染等が見込まれるが、緩衝地帯の設置や入居企業及び SPC による複合排水処理等の緩和策が実施され、影響が最小化される見込み。工事中・供用時ともにバングラデシュ国内及び IFC EHS ガイドライン等の国際基準に規定される環境基準を満たすよう緩和策を講じ、モニタリングが実施される予定。

また、廃棄物について、BEZA は非有害廃棄物・有害廃棄物の両方に対して、廃棄物排出量・処理コスト・輸送コスト・受け入れ側の処理容量、処理技術や処理能力を十分考慮した廃棄物処理方法とサイトのオプションについて検討を行い、本特区から排出される廃棄物の受入先を 2019 年 9 月予定の土地造成開始までに決定する予定。

⑤ 自然環境面：

本事業予定地は、国立公園等の保護区及び重要な生息地等に該当しない。一方、本事業対象地で 1,055 本の樹木が伐採される予定だが、BEZA はバングラデシュ国森林局が定める植樹ガイドラインに基づき代替植樹を行う予定。また、土地造成に使用される土砂は近隣のメグナ川で採取される予定であり、土砂の浚渫によるカワイルカへの影響が懸念されるため、BEZA は低騒音・振動型機材の使用、照明の制限等の緩和策を講じ、モニタリング計画に沿ったモニタリングを実施していく予定。

⑥ 社会環境面：

本事業は約 220 ha の用地取得を伴い、被影響住民 1,714 世帯 6,343 名、

そのうち、11 世帯 55 名の住民移転が発生する見込み。また、ガスパイプライン敷設予定地において、約 4 ha の用地取得と約 4 ha の一時的な用地の供用（Requisition）が実施される予定で、12 世帯 45 名の住民移転が発生する見込み。用地取得と住民移転は当国国内法と JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成された住民移転計画に沿って手続きが進められる予定。なお、本事業にかかる住民協議を開催した結果、被影響住民から事業に係る特段の反対意見は確認されていない。

⑦ その他・モニタリング：

本事業では、工事前において BEZA の監督の下でコントラクターが土砂の浚渫及び土地造成工事の進捗状況についてモニタリングを実施する。工事中は、特区に関して、SPC や BEZA の監督の下でコントラクターがモニタリングを実施し、周辺インフラについては BEZA 及び関連省庁の監督の下でコントラクターがモニタリングを実施する。供用時においては、道路等の特区内の共用施設については BEZA の監督の下で SPC が、特区内の工場についてはテナント企業が SPC や BEZA の監督の下でモニタリングを実施する。それ以外の周辺インフラについて関連省庁及び関連国営企業が BEZA の監督の下でモニタリングを実施する。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：【対象外】

<活動内容／分類理由>ジェンダー視点に立った具体的な活動内容の実施可能性が見込めないことから対象外とする。

本円借款附帯プロジェクトのジェンダー分類：【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<分類理由>詳細計画策定調査にてジェンダー主流化ニーズが調査されたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を計画するに至らなかったため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2014 年実績値)	目標値(2027 年) 【事業完了から2年後】

本事業で建設される Araihasar EZ に対する直接投資額（百万米ドル：累計）	0	130
Araihasar EZ の入居企業数（社）	0	30
本事業で裨益する我が国進出企業等の売上高（百万米ドル/年）	TSL サブ・ローン供与時にデータ記録	基準値より増加
我が国進出企業等と取引があり、本事業で裨益するバングラデシュ企業の収益（百万タカ/年）		基準値より増加
本事業で裨益する我が国進出企業等による雇用人数（人）		基準値より増加

上記指標の対象事業：本事業及び本円借款附帯プロジェクト

【本円借款附帯プロジェクトのプロジェクト目標にかかる指標】

- ① EZ 開発の進捗把握や課題解決のための整理されたワークフロー（手順、関係者、対応項目等）の数
- ② 本事業開始後に調査・整備が開始された EZ の数及び新たに開業した EZ の数
- ③ 本部・地方 OSSC（アライハザール EZ、ミレショライを含む BSMSNEZ）における投資許認可数及び企業からの相談対応数
- ④ 本部・地方 OSSC（アライハザール EZ、ミレショライを含む BSMSNEZ）において相談を行った企業の満足度

【本円借款附帯プロジェクトの成果にかかる指標】

成果 1：①事業開始後に新たに設置された OSSC の配置職員数、②各 OSSC で受け付けた投資許認可申請数及び許認可数、③各 OSSC で受け付けた企業からの相談数及び対応数

成果 2：①EZ 管理システムの導入と運用・保守実績、②把握（分類）された課題数、③解決に至った件数、④運営に活用されているマニュアル数

成果 3：①投資促進に効果的な活動をまとめたハンドブック、②BEZA によって実施された投資促進活動の実績

（2）定性的効果

産業の高付加価値化、多角化、競争力の強化、バングラデシュ経済の発展。

（3）内部収益率

以下の前提に基づいて算出すると、本事業（EBF 事業及び PSL 事業）の経済的内部収益率（EIRR）は 10.8%、EZ 開発事業（EBF 事業）における自己資本内部収益率（Equity IRR）は 15.5%となる。TSL 事業はサブ・プロジェクトが特定されていないため算出しない。また、PSL 事業の大部分は公共事業の性格が強い土地造成工事となっており、同工事からの収益が発生しないため、財務的

内部収益率（FIRR）を算出しないこととする。

【EIRR】

費用：事業費、運営・維持管理費、農業生産に係る機会費用（いずれも税金を除く）

便益：EZの事業活動による事業効果（製造業付加価値の増加を含む）

プロジェクトライフ：40年

【Equity IRR】

費用：事業費、運営・維持管理費

便益：入居企業から徴収する土地分譲費、保守管理費、警備費、上下水道代等
プロジェクトライフ：50年（バングラデシュ政府からSPCへの事業権付与期間）

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

特になし。

（2）外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ミャンマー連邦共和国における類似案件の評価等では、工業団地における民間企業の投資を促進するには民間企業に対する事業リスク軽減策及び投資先周辺インフラの整備が必要との教訓を得ている。本事業ではEBF事業を通じてバングラデシュ政府側に借款を供与することにより、特区事業に携わる本邦企業の事業リスクを軽減するとともに、周辺インフラの整備もPSL事業を通して行っていく予定。

本円借款附帯プロジェクトについては、JICAが2017年に実施した「経済特区開発支援に関するプロジェクト研究」において、EZでの入居・操業にあたり必要となる各種行政手続きがシステム化され、一元的に行われていない場合、誘致の大きな阻害要因になるとされている。よって、OSSCの地方展開・運用にあたり、本部OSSCとの権限や役割分担等を検討する際、地方においても可能な限りシステム化され、一元的な手続きが可能となるよう留意する。

また、「ラオス国立大学ITサービス産業人材育成プロジェクト」（2016年度事後評価）等において、IT分野のように常に技術のアップデートが必要な分野の機材（ソフトウェア含む）を供与する場合には、定期的な更新の必要性を事業実施中から強く実施機関や上位機関に認識させるとともに、事業完了後も確実に機材更新費を賄えるよう、事業実施中に予算確保を実施機関に促すことが重

要との教訓が得られている。本円借款附帯プロジェクトでも、先行案件で試行導入済のEZ開発のモニタリングシステム（ソフトウェア）を本格導入する予定であり、その維持管理や更新は実施機関にて確実に実施される必要があることから、事業実施前の計画段階において、更新の必要性や維持管理に必要と考えられる費用の概算額などを実施機関へ伝えるとともに、実施中の活動においては、更新の必要性が理解されるよう働きかけることに加え、維持管理経費の確保や支出のメカニズムを具体的に確認することとする。

7. 評価結果

本事業は、バングラデシュの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、投資の促進を通じてバングラデシュの経済成長や産業競争力の強化、雇用の促進に資するものであり、またSDGsのゴール8「持続可能な経済成長と生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール9「包摂的で持続可能な工業化の推進とイノベーションの育成」にも貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. (1)～(3)のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

本円借款附帯プロジェクトベースライン調査 同プロジェクト開始3か月後
事後評価 本事業完成2年後（本事業及び本円借款附帯プロジェクトを一本化し、評価対象とする。）

以 上